

特定募集情報等提供事業に関する届出書等 記載要領

届出が必要になる事業者の範囲	1
特定募集情報等提供事業届出書の記載例	3
特定募集情報等提供事業変更届出書の記載例	6
特定募集情報等提供事業廃止届出書の記載例	8
特定募集情報等提供事業概況報告書の記載例	10
職業安定法第4条第6項第1号～第4号について	21
届出や制度の詳細とお問い合わせ先について	22

(令和5年6月版)

届出が必要になる事業者の範囲

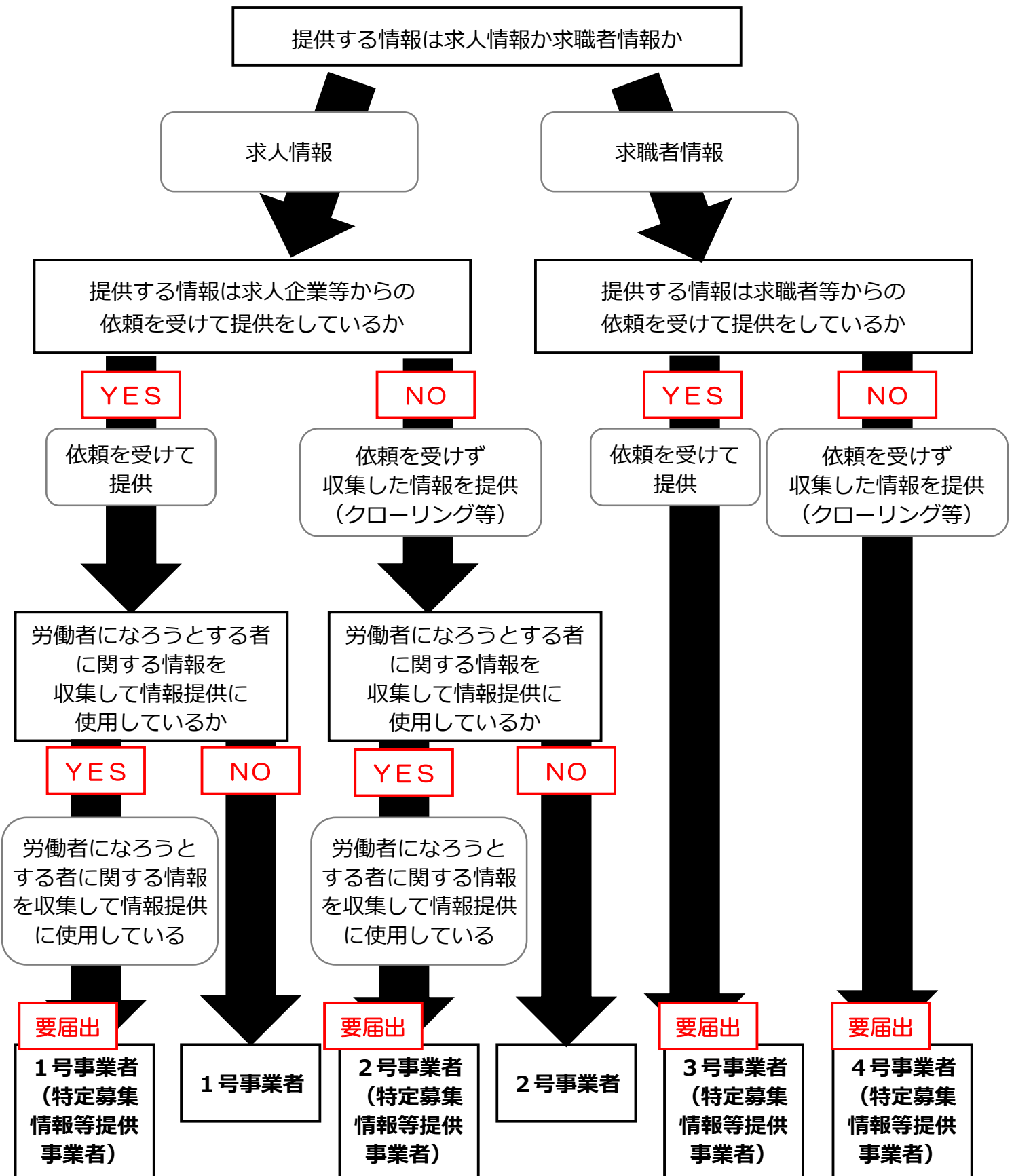
特定募集情報等提供事業者（届出が必要となる事業者）とは募集情報等提供事業者のうち、「労働者になろうとする者に関する情報」を収集して情報提供に使用している事業者です。（次ページ図参照）

【「労働者になろうとする者に関する情報」とは】

- 「労働者になろうとする者に関する情報」とは、労働者になろうとする特定の個人を識別することができる情報のほか、個人を識別することができない情報であっても、個人の経歴やメールアドレス、サイトの閲覧履歴、位置情報等を含むものです。
- したがって、紙媒体で求人情報の提供のみを行っているなど、これらの情報を全く収集していない場合には、届出の必要はありません。

【「情報提供に使用している」とは】

- 「情報提供に使用している」とは、募集情報等提供の用に供することをいいます。
- 例えば、以下のような事業が該当し、この場合、届出の必要があります。
 - ・ サービス利用に当たって、会員登録を求めている
 - ・ 求職者のメールアドレスを登録し、登録したメールアドレスに求人情報を配信するサービスを提供する
 - ・ 利用者の経歴や希望職種等を登録し、登録情報に基づいて、利用者に対するおすすめの求人情報を表示する又は配信するサービスを提供する
 - ・ 利用者のサイト内の閲覧履歴を保存し、閲覧履歴に基づいて、その利用者に対するおすすめの求人情報を表示する又は配信するサービスを提供する
 - ・ 位置情報を使用し、その情報に基づいて、近くで募集されている求人情報を表示するサービスを提供する
 - ・ 求職者の経歴や希望職種等の登録を求め、登録情報を求人企業に提供する
- 労働者になろうとする者に関する情報を収集していたとしても情報提供に利用していない場合には、届出は不要です。
- 例えば、以下のような事業が該当し、この場合、届出の必要はありません。
 - ・ 合同説明会の開催に当たって、連絡先を収集しているが、当日の入場管理のみに使用し、情報提供をするために利用していない
 - ・ 利用者のサイトの閲覧履歴は確認できるが、情報提供の内容には、何ら影響を与えない
 - ・ 利用者全体の閲覧履歴は把握しているが、求人情報等の表示順の最適化のために使用しているのみで、利用者ごとの情報提供の内容自体には、何ら影響を与えない



特定募集情報等提供事業届出書の記載例

様式第8号の3（表面）

<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small;">厚生労働省使用欄のため届出者による記載は不要です。</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">※ 届出受理番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※ 届出受理年月日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>	※ 届出受理番号		※ 届出受理年月日	年 月 日
※ 届出受理番号					
※ 届出受理年月日	年 月 日				
<h3 style="margin: 0;">特定募集情報等提供事業届出書</h3> <p style="margin: 5px 0;">厚生労働大臣 殿</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: center;">①届出者 株式会社厚労 代表取締役 山田 花子</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small; text-align: center; margin: 5px auto; width: 80%;">氏名（法人・団体の場合は名称と役名、代表者氏名）を記載してください。</div> <p style="margin: 5px 0;">職業安定法第43条の2第1項の規定により下記のとおり届け出ます。</p>					
<p>記</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small; margin-bottom: 5px;">②名称、③所在地に関しては人材サービス総合サイトにおいて公開されることになります。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small; margin-bottom: 5px;">②名称については、個人事業主の場合は当該個人名を、法人・団体の場合は当該法人・団体名を記載ください。</div>					
<p>② 名<small>（ふりがな）</small> 称</p>	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">かぶしきがいしゃこうろう</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">株式会社厚労</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: x-small; margin-left: 100px;">郵便番号は、必ず半角で入力してください。</div>				
<p>③ 所<small>（ふりがな）</small> 在 地</p>	<p style="text-align: center;">〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">とうきょうとちよだくかすみがせき</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">東京都千代田区霞が関1-2-2</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">こうろうびる</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">厚労ビル401号室</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: x-small; margin-top: 5px;">③所在地については、個人事業主の場合は当該個人の住所を、法人・団体の場合は当該法人・団体の本社の所在地を記載ください。横線は「-」（ハイフン。全角または半角）を必ず使用してください。※「-」（マイナス）、「ー」（ダッシュ）等は入力不可</div>				
<p>④ 電 話 番 号</p>	<p style="color: blue; font-weight: bold;">〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇</p>				
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small;">電話番号は、必ず半角で入力してください。</div> <p>⑤ 代 表 者</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">役 名</td> <td style="padding: 2px; color: blue; font-weight: bold;">代表取締役</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"> <small>（ふりがな）</small> 氏 名 </td> <td style="padding: 2px; color: blue; font-weight: bold;"> やまだ はなこ 山田 花子 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small; margin-top: 5px;">⑤代表者については、法人・団体の場合は当該法人・団体の代表者の役名、氏名を記載ください。個人事業主の場合は、当該個人の氏名とともに役名欄には「個人」と記載してください。</div>	役 名	代表取締役	<small>（ふりがな）</small> 氏 名	やまだ はなこ 山田 花子
役 名	代表取締役				
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	やまだ はなこ 山田 花子				
<p>⑥ 事業開始予定年月日</p>	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">令和 5 年 1 月 1 日</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red; font-size: small; margin-top: 5px;">令和4年10月1日より前から事業を開始されている事業者の方については、⑥は令和4年10月1日と記載してください。</div>				

⑦職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号及び⑧労働者派遣事業の許可番号については、既に番号を取得している事業者の方のみ記載をお願いします。

⑦ 職業紹介事業	許可番号 届出受理番号	XX-ユ-XXXXXX XX-ム-XXXXXX	⑦と⑧の許可番号、届出受理番号の数字は、必ず半角で入力してください。
⑧ 労働者派遣事業	許可番号	派 XX-XXXXXX	
⑨ 備考	〇〇課主任 田中太郎 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		

⑨備考欄には、担当者の職名、氏名及び担当者に連絡がつく電話番号を記載してください。届出書の内容についての確認にご対応いただける方をご記載ください。
なお、届出者と担当者名が一致する必要はありません。

様式第8号の3 (裏面)

⑩提供する主なサービスの名称、⑪職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの、⑫URLに関しては人材サービス総合サイトにおいて公開されることとなります。

⑩ 提供する主なサービスの名称	⑪ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑫ URL
求人サイトA	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitoa/xxxxx/
求人サイトB	<input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitob/xxxxx/
求人サイトC	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitoc/xxxxx/
求人誌D	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	URLなし
求職者データベースE	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databasee/xxxxx/

提供するサービスごとに、名称、職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうちで該当するもの及び提供するサービスのURLを記載してください。

提供するサービスについて、職業安定法第4条第6項のどの類型に該当するかの判断にあたっては、本記載要領p2と「令和4年 改正職業安定法Q&A」の問1-1における判断基準と例を参考にしてください。1つのサービスで2つ以上の類型に該当する場合は該当するもの全てにチェックをお願いします。

また、サービスが6つ以上あり上記欄に記載できない場合は、本届出様式(Excel)の別シート「別紙」(次ページ参照)に記載してください。

なお、提供している全てのサービスを網羅している必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

6つ目のサービスから提供するサービスごとに、⑩提供する主なサービスの名称、⑪職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの、⑫URLを記載するようにしてください。
⑩～⑫で記載した内容は、人材サービス総合サイトにおいて公開されることになります。

特定募集情報等提供事業届出書(別紙)

⑩ 提供する主なサービスの名称	⑪ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑫ URL
求職者データベースF	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databasef/xxxxx/
求職者データベースG	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databaseg/xxxxx/
求職者データベースH	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databaseh/xxxxx/
求職者データベースI	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第4号	https://databasei/xxxxx/
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	

特定募集情報等提供事業変更届出書の提出の必要があるのは、特定募集情報等事業届出書の②名称、③所在地、④電話番号、⑤代表者、⑦職業紹介事業者の場合は許可番号又は届出受理番号、⑧派遣元事業主の場合は許可番号に変更があった場合です。

①届出者、⑥事業開始予定年月日、⑨備考、⑩提供する主なサービスの名称、⑪職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの、⑫URLに変更があった場合には変更届出は必要ありません。

特定募集情報等提供事業変更届出書の記載例

様式第8号の4（表面）

特定募集情報等提供事業変更届出書

① 令和5年6月1日

厚生労働大臣 殿

届けていた内容に変更があったときは、変更があった日の翌日から30日以内に届けてください。

② 届出者 **株式会社厚労 代表取締役 山田 花子**

氏名（法人・団体の場合は名称と役名、代表者氏名）を記載してください。

職業安定法第43条の2第2項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

③から⑥については変更があった項目だけでなく、変更がなかった項目についても記載してください。

記

③届出受理番号には特定募集情報等提供事業届出書の受理に伴い発行された特定募集情報等提供事業届出受理通知書に記載の届出受理番号を記載してください。

③ 届出受理番号	51-募-XXXXXX	
④ 名 <small>（ふりがな）</small> 称	かぶしきがいしゃこうろう	
	株式会社厚労	
⑤ 所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 000-0000 電話 000 (0000) 0000	④名称、⑤所在地に関しては、人材サービス総合サイトに公開されます。 ⑤所在地欄の横線は、「-」（ハイフン。全角または半角）を必ず使用してください。 ※「-」（マイナス）、「-」（ダッシュ）等は入力不可
	とうきょうとちよだくかすみがせき	
	東京都千代田区霞が関1-2-2	
	こうろうびる	
⑥ 代 表 者	役 名	代表取締役
	氏 名 <small>（ふりがな）</small>	やまだ はなこ 山田 花子
⑦ 職業紹介事業	許 可 番 号	XX-ユ-XXXXXX
	届出受理番号	XX-ム-XXXXXX
⑧ 労働者派遣事業	許 可 番 号	派 XX-XXXXXX

⑦職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号及び⑧労働者派遣事業の許可番号については、新たに番号を取得した場合又は既に取得した番号に変更が生じた場合には、最新の番号の記載をお願いします。⑦、⑧に変更がなければ記載の必要はありません。

ただし、個人事業主の場合は変更の有無に関わらず番号の記載をお願いします。

⑨ 変更年月日	令和 5 年 5 月 25 日
⑩ 変更理由	<div data-bbox="619 322 1473 383" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">⑩については変更があった内容について簡潔に記載して下さい。</div> 株式会社厚労について、その所在地に変更があったため、届け出るものです。
⑪ 備考	〇〇課主任 田中太郎 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

⑪備考欄には、担当者の職名、氏名及び担当者に連絡がつく電話番号を記載してください。届出書の内容についての確認にご対応いただける方をご記載ください。

なお、届出者と担当者名が一致する必要はありません。

事業を継続する見込みがなくなった場合には本廃止届出書を届け出てください。

一年のうち一定の期間のみ特定募集情報等提供事業を行っている場合に、特定募集情報等提供事業を行う期間が終了する度に事業廃止の届出を行う必要はありません。

特定募集情報等提供事業廃止届出書の記載例

様式第8号の5（表面）

特定募集情報等提供事業廃止届出書	
① 令和6年2月28日	
厚生労働大臣 殿	特定募集情報等提供事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に届け出てください。
② 届出者	株式会社厚労 代表取締役 山田 花子
氏名（法人・団体の場合は名称と役名、代表者氏名）を記載してください。	
特定募集情報等提供事業を廃止したので、職業安定法第43条の2第3項の規定により下記のとおり届け出ます。	
記	
③ 届出受理番号	51-募-XXXXXX
④ 名 称 <small>（ふりがな）</small>	かぶしきがいしゃこうろう 株式会社厚労
⑤ 所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒000-0000 電話 000（0000）0000
	とうきょうとちよだくかすみがせき
	東京都千代田区霞が関1-2-2
	こうろうびる 厚労ビル1406号室
⑥ 代 表 者	役 名 代表取締役
	<small>（ふりがな）</small> 氏 名 やまだ はなこ 山田 花子

③届出受理番号の欄には特定募集情報等提供事業届出書の受理に伴い発行された特定募集情報等提供事業届出受理通知書に記載の届出受理番号を記載してください。

⑧については事業廃止の理由について簡潔に記載して下さい。

⑦ 廃止年月日	令和 6 年 2 月 23 日
⑧ 廃止理由	今後事業を継続する見込みがなく、一定期間内に再開する見込みもないことから、廃止の届出をしたもの。
⑨ 備考	〇〇課主任 田中太郎 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

⑨備考欄には、担当者の職名、氏名及び担当者と連絡がつく電話番号を記載してください。届出書の内容についての確認にご対応いただける方を記載してください。

なお、届出者と担当者名が一致する必要はありません。

特定募集情報等提供事業概況報告書の記載例

様式第8号の6（第1面）

特定募集情報等提供事業概況報告書		
① 令和 5 年 8 月 1 日		
厚生労働大臣 殿		6月1日時点の状況について、6月1日から8月31日までの間に届け出てください。
② 提出者 株式会社厚労 代表取締役 山田 花子		
氏名（法人・団体の場合は名称と役名、代表者氏名）を記載してください。		
職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。		
③ 届出受理番号	51-募-XXXXXX	
④ 名 <small>（ふりがな）</small> 称	かぶしきがいしゃこうろう 株式会社厚労	
⑤ 所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 とうきょうとち よ だ く か す み が せ き 東京都千代田区霞が関1-2-2	
	こうろうびる 厚労ビル1406号室	
⑥ 代 表 者	役 名	代表取締役
	<small>（ふりがな）</small> 氏 名	やまだ はなこ 山田 花子
③届出受理番号の欄には特定募集情報等提供事業届出書の受理に伴い発行された特定募集情報等提供事業届出受理通知書に記載の届出受理番号を記載してください。		
⑤所在地欄の横線は、「-」（ハイフン。全角または半角）を必ず使用してください。※「-」（マイナス）、「-」（ダッシュ）等は入力不可		
⑥代表者については、法人・団体の場合は当該法人・団体の代表者の役名、氏名を記載ください。個人事業主の場合は、当該個人の氏名とともに役名欄には「個人」と記載してください。		
I. 公表項目 公表項目に記載した内容は、人材サービス総合サイトで公開されることになります。		
⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
求人サイトA	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitoa/xxxxx/
求人サイトB	<input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitob/xxxxx/

求人サイト C	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://kyujinsaitoc/xxxxx/
求人誌 D	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	URL なし
求職者データベース E	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databasee/xxxxx/
SNS を活用したサービス	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://+++++/xxxxx/

提供するサービスごとに、名称、職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうちで該当するもの及び提供するサービスのURLを記載してください。

提供するサービスについて、職業安定法第4条第6項のどの類型に該当するかの判断にあたっては、本記載要領 p2 と「令和4年 改正職業安定法Q & A」の問 1-1 における判断基準と例を参考にしてください。1つのサービスで2つ以上の類型に該当する場合は該当するもの全てにチェックをお願いします。

また、サービスが6つ以上あり上記欄に記載できない場合は、本報告書様式（Excel）の別シート「別紙」（p19 参照）に記載してください。

なお、提供している全てのサービスを網羅している必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

Ⅱ 1 の欄には、Ⅰ の⑦の欄に記載したサービスのうち、**求人情報を扱うサービス**（⑧の欄における「第1号」又は「第2号」に該当するサービス）を記載してください。

⑩には提供している求人情報の件数、⑪にメールアドレス取得数、登録者のアカウントの数、把握しているサイト閲覧履歴の件数等を記載して下さい。⑪について、複数の手法で収集している場合には、可能な限り手法ごとに収集している情報の概数を記載してください。**この欄は公開されません。**

様式第8号の6（第2面）

6月1日の時点について、報告いただくものです。ある特定の期間の状況について、報告いただくものではありません。

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数
求人サイトA	約〇件	(1)約〇件(2)約〇件 (3)約〇件
求人サイトB	約〇件	約〇件
求人サイトC	約〇件	(1)約〇件(2)約〇件 (3)約〇件
求人誌D	約〇件	約〇件
SNSを活用したサービス	約〇件	約〇件

⑫ 概数に係る説明

⑩で記載した募集情報の件数や、⑪で記載した労働者になろうとする者に関する情報の数の集計・算出に係る概要を説明して下さい。

- ・ 求人サイトAの⑩については、サイトに掲載している求人情報の件数であり、1つの求人情報について複数の枠で出している数について計上している場合も含まれます。⑪の(1)の数は登録しているメールアドレスの数です。(2)の数は、登録しているアカウント数です。1人が複数アカウント所持していることもあります。(3)については、検索結果の表示の参考にするために把握している閲覧履歴の数です。
- ・ 求人サイトBの⑩については、定期的なクロールにより収集した求人情報の件数です。ただし、同じ情報について別のサイトに掲載されている場合には重複して計上することがあります。⑪の数は登録しているアカウントの数です。
- ・ 求人サイトCは求人サイトAと求人サイトBを合わせたシステムであるため、⑩については求人サイトAと求人サイトBの合計です。同じ情報についても複数回計上している場合があります。⑪については、(1)はメールアドレス取得数、(2)は登録しているアカウント数、(3)については、検索結果の表示の参考にするために把握している閲覧履歴の件数です。

- ・ 求人誌 D の⑩については、6月号に掲載している求人情報の件数です。⑪の数は、求人誌の更新情報などを配信するメルマガに登録しているメールアドレスの数です。
- ・ SNS サービスを活用したサービスの⑩については、SNS サービスの〇〇（注：具体的なサービス名をご記入ください）を活用し、当該サービス上に掲載している求人情報の件数です。⑪の数は、SNS サービスのグループ機能において、当該グループを構成しているアカウントの数です。

Ⅱ 2の欄には、Ⅰの⑦の欄に記載したサービスのうち、**求職者情報（人材データベース）を扱うサービス**（⑧の欄における「**第3号**」又は「**第4号**」に該当するサービス）を記載してください。⑬には登録又は収集している求職者の件数等、⑭には情報提供先の企業・個人事業主の数等を記載して下さい。**この欄は公開されません。**

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数
求職者データベースE	約〇件	約〇件
求職者データベースF	約〇件	約〇件
求職者データベースG	約〇件	約〇件
求職者データベースH	約〇件	約〇件
求職者データベースI	約〇件	約〇件

⑮ 概数に係る説明

⑬で記載した労働者になろうとする者に関する情報の数や、⑭で記載した情報の提供先数の集計・算出に係る概要を説明して下さい。

- ・ 求職者データベースEの⑬は、登録している求職者の数です。これらの情報は個人を確認し、1人を複数回数えることはありません。また、⑭は会員登録している求人企業の数です。
- ・ 求職者データベースF～Hに関しても、求職者データベースEと同様です。
- ・ 求職者データベースIの⑬については、クローリングによる情報収集をした求職者情報の件数です。インターネット上に公開されている情報に基づいて確認をしており、基本的に重複はありません。また、⑭は会員登録している求人企業の数です。

Ⅱ 3の欄にはⅠの⑦に記載したサービスの提供する情報の内容、事業において料金を支払う者、料金に関する事項その他サービスの概要について可能な範囲で具体的に説明して下さい。

この欄は公開されません。

また、事業運営上、明らかにすることが困難な情報まで記載を求めるものではありません。

様式第8号の6 (第3面)

3 提供するサービスの概要	
⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ サービスの概要
求人サイトA	介護職を中心に、求人企業から依頼を受けて、サイト上で募集情報を掲載、情報提供している。募集情報を掲載する広告料として例えば1件あたり〇ヶ月間の掲載で〇万円の支払いを求めるが、求人サイトAを通じて企業と労働者になろうとする者の間で労働契約が締結されるか否かは感知しない形で事業を行っている。
求人サイトB	インターネット上のクローリングすることで募集情報を収集、情報提供している。掲載にあたって企業からの掲載料は求めないが、1か月間〇万円の広告料を設定しており、多く支払えば上位に掲載することとしている。取り扱う業種・職種については限定していない。
求人サイトC	企業から依頼を受けてサイト上で募集情報を掲載、情報提供するとともに、インターネット上のクローリングすることで募集情報を収集、情報提供している。掲載にあたって企業からの掲載料は求めないが、1か月間〇万円の広告料を設定しており、多く支払えば上位に掲載することとしている。
求人誌D	企業から依頼を受けて月刊の求人誌に募集情報を掲載している。掲載にあたっては、掲載箇所の大きさにより掲載料の多寡を設定している。取り扱う業種・職種については限定していないが、飲食関係の募集が多くなっている。
求職者データベースE	労働者になろうとする者からの登録を受け、求職者データベースを作成し、企業において閲覧・スカウトすることができるサービスを提供している。 新卒者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業においてはデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。

提供するサービスごとに、サービスの概要を記載してください。
 また、サービスが6つ以上あり上記欄に記載できない場合は、本報告書様式 (Excel) の別シート「別紙」(p20 参照) に記載してください。
 なお、提供している全てのサービスを網羅している必要はなく、提供している主なサービスについて記載してください。

職業安定法第5条の4第1項に基づく義務について具体的にどのような取組みをしているか記載してください。

この欄は公開されません。

4 適切な事業運営に関する事項

⑰ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
<法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について>

募集情報については、求人企業において入稿し、当社では企業の承諾なく内容の改変は行っていません。

募集情報について、誤っていることが分かった場合には、求人企業に確認の上、事実であれば情報の訂正を求めています。

求人企業に対し、利用者に誤解されやすい表現について案内するとともに、記載例を提供しています。

自社HPや広告において自社の求人サイトや求人誌、求職者データベースについて宣伝していますが、利用実績については昨年度の実績に基づいて記載しており、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしていません。

職業安定法施行規則第4条の3第4項第3号に基づいて、「正確かつ最新の内容に保つため」にどのような措置を講じているか、提供するサービスごとに具体的に記載して下さい。この欄は公開されません。

様式第8号の6（第4面）

<法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について>

- ・ 求人サイトAに関して、募集情報を掲載している企業に対して、労働者の募集が変更、終了した募集情報に関しては速やかにその旨を通知するよう予め契約書に明記しています。
- ・ 求人サイトBに関しては、クローリングの頻度（1日1回）をサイト内に掲載し、あわせて最終更新日を掲載しています。
- ・ 求人サイトCに関しては、募集情報を掲載している企業に対して、労働者の募集が変更、終了した募集情報に関しては速やかにその旨を通知するよう依頼するとともに、掲載している情報の時点を「何日前」の情報か分かる形で掲載し、1ヶ月以上経った場合には「1ヶ月以上前」という形で掲載しています。
- ・ 求人誌Dに関しては、各号で掲載する情報には一般的な有効期限を明記するとともに、変更点終了募集情報を掲載の依頼をしてきた企業に対しては労働者の募集が終了したとき又は労働者の募集の内容が変更されたときは、速やかにその旨を通知するよう依頼するとともに、変更・終了情報を登録制のメルマガにおいてお知らせするようにしています。
- ・ 求職者データベースEでは、会員求職者に対し、情報を正確かつ最新の内容に保つようHP上で依頼しています。また、最終更新日を表示し、その情報がいつ時点のものか企業の側からも分かるようにしています。
- ・ 求職者データベースF～Hに関しても求職者データベースEと同じ取組をしています。
- ・ 求職者データベースIIにおいては、クローリングの頻度（1週間に1回）をサイト内に掲載して明らかにしています。その上で、最後にクローリングした時点を明確にし、企業において情報が最新であるか判断することが出来るようにしています。

職業安定法第5条の5第1項に基づいて明らかにしなければならない業務の目的について、HP等において実際に求職者等に明示している目的を転記してください。この欄は公開されません。

- ⑱ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報 を適正に管理するために講じている措置

<法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的>

サービス利用にあたって、個人情報を以下のために利用することとしています。

求人サイトA・C

- ① 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。
- ② 会員登録時に入力いただいた情報を、希望と合致する求人企業に提供します。
- ③ 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ④ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

求人サイト B

- ① 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。
- ② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ③ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

求人誌 D

- ① 定期購読を希望されている方に本誌を送付するために利用します。
- ② 求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します。

求職者データベース E~H

- ① 求職者情報として登録された情報について、求人企業が閲覧、検索するために使用します。
- ② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ③ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

求職者データベース I

- ① クローリングした求職者情報について、求人企業が閲覧、検索するために使用します。
- ② 面接の日程に関する連絡のために使用します。
- ③ 自社のサービスの改善・新規開発のために匿名化、統計処理をした上で使用します。

職業安定法第5条の5第2項に基づいて個人情報 を適正に管理するために講じている措置について、具体的に記載して下さい。

この欄は公開されません。

<法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報 を適正に管理するために講じている措置>

- 個人情報の保管、使用にあたっては、当該個人情報 が正確なものであるかや古い情報ではないかを確認するため、収集時点において本人確認をするようにしています。また、収集目的ごとに定めた期間を経過した個人情報については、破棄または削除をするようにしています。
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損等が起きることがないように、管理者を定め、管理者以外の者が個人情報へアクセスすることができないようにしています。
- 上記2点については、サービス提供時に業務の目的とともに明示し、求職者から説明を求められた場合には説明を行うようにしています。
- 業務上知り得た求職者に関する秘密について、正当な理由なく他人に知られることがないように、社員及び退職者に秘密を守る義務があることを研修等を通じて社内教育を行っています。
- 以下の内容を含むプライバシーポリシーを作成し、自社HP内で公開しています。
 - ① 個人情報を取り扱うことができる者の範囲を目的毎について定めた規定

- ② 個人情報を取り扱う者が受けなければならない研修時間、研修内容に関する規定
- ③ 求職者本人から個人情報の開示、訂正、削除等について求められた場合に関する規定
- ④ 個人情報の取扱いに関して、求職者本人から苦情があった場合に関する規定

職業安定法第 43 条の 7 第 2 項に基づいて苦情の処理のために整備している体制について、具体的に記載して下さい。

この欄は公開されません。

- ⑱ 法第 43 条の 7 第 2 項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項

担当者の連絡先(メールアドレス、電話番号)について、分かりやすい形でHP(求人誌の場合には誌面)に明示しています。

6つ目のサービスから、提供するサービスごとに記載してください。

⑦提供する主なサービスの名称、⑧職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの、⑨URLを記載するようにしてください。

記載した内容は、人材サービス総合サイトにおいて公開されることになります。

特定募集情報等提供事業概況報告書(別紙)

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
求職者データベース F	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databasef/xxxxx/
求職者データベース G	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databaseg/xxxxx/
求職者データベース H	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	https://databaseh/xxxxx/
求職者データベース I	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第4号	https://databasei/xxxxx/
~~~~~	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	~~~~~

6つ目のサービスから、提供するサービスごとに記載してください。  
 ⑦提供する主なサービスの名称、⑩サービスの概要を記載してください。  
この欄は公開されません。

特定募集情報等提供事業概況報告書(別紙)

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ サービスの概要
求職者データベースF	<p>求職者の登録を受けて求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>社会人経験者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業はデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>
求職者データベースG	<p>求職者の登録を受けて求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>社会人経験者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業においてはデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>
求職者データベースH	<p>求職者の登録を受けて求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>一度定年退職した者に関する求職者データベースであり、登録に関して登録料は発生しない。企業はデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>
求職者データベースI	<p>ITエンジニアを中心に、クローリングにより、求職者データベースを作成し、企業が閲覧できるサービスを提供している。</p> <p>企業はデータベース閲覧権限を取得するために約〇万円の支払いをする必要がある。その後データベースを通じて企業からのスカウトがあり、その結果として労働契約の締結がされた場合には企業に対し1件あたり一律〇万円の料金の支払いを求めている。</p>

## 職業安定法第4条第6項第1号～第4号について

職業安定法第4条第6項に掲げる行為として定める事業類型の第1号～第4号までの考え方は、以下のとおりです。

厚生労働省 HP にて掲載している「令和4年 改正職業安定法Q&A」(問1-1 第4条第6項第1号～4号に該当する行為はどのような行為か。)も参照してください。

提供する情報	提供する情報の収集方法 (例)	事業類型	該当サービス (例)
求人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>求人企業から提供依頼</li> <li>職業紹介事業者から提供依頼</li> <li>他の求人メディアから提供依頼</li> </ul>	1号事業者 (特定募集情報等提供事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>求人サイト</li> <li>求人情報誌</li> <li>求人情報を投稿するSNS</li> </ul>
		1号事業者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブ上から収集 (クローリング)</li> <li>他の求人メディアの転載</li> </ul>	2号事業者 (特定募集情報等提供事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>クローリング型求人サイト</li> <li>ハローワーク情報の転載サイト</li> </ul>
		2号事業者	
求職者情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>求職者が登録</li> <li>職業紹介事業者から提供依頼</li> </ul>	3号事業者 (特定募集情報等提供事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材データベース</li> <li>求職者情報を登録・投稿するSNS</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブ上から収集 (クローリング)</li> </ul>	4号事業者 (特定募集情報等提供事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>クローリング型人材データベース</li> </ul>

## 届出や制度の詳細とお問い合わせ先について

### ❖ 届出先

政府の電子窓口 e-Gov からご提出をお願いします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※ 電子申請の方法は、e-Gov 電子申請サイト内の  
「**手続検索**」→「**手続分野分類から探す**」→「**雇用・労働**」（大分類）  
→「**雇用**」（中分類）→「**特定募集情報等提供事業**」（小分類）の  
各届出手続きページ内に、分かりやすくご案内します。

（申請受付開始：10月1日）

### ❖ 募集情報等提供事業に係る制度の内容について

制度の内容や詳細についての Q&A を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf>

### ❖ 届け出た事業者は、厚生労働省人材サービス総合サイトに掲載されます。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

### ❖ お問い合わせ先

特定募集情報等提供事業の届出書や報告書についてご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業者の所在地を管轄する都道府県労働局にお尋ねください。

○厚生労働省職業安定局需給調整事業課 03-5253-1111（代表）

○都道府県労働局の問い合わせ先は以下ページにてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>